

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

合併により受け入れた減価償却資産

Q：当社は、合併により建物を受け入れました。この建物の減価償却限度額はどのように計算するのでしょうか。

A：減価償却限度額の計算には、取得価額と耐用年数が問題になります。

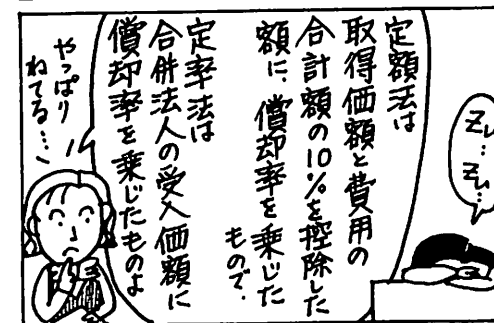
まず、取得価額ですが、合併により受け入れた減価償却資産の取得価額は、被合併法人がその合併の日の属する事業年度においてその資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額に、合併法人がその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額とされています。

次に、耐用年数ですが、合併により受け入れた減価償却資産は、中古資産の取得とは認められませんので、法定耐用年数（被合併法人が中古耐用年数によっているときはその年数）によることになります。

すなわち、定額法の場合の償却限度額の計算は、被合併法人の取得価額と合併法人の事業の用に供するための費用の合計額から、残存価額としてその合計額の10%を控除した金額に、償却率を乗じて計算することになります。

一方、定率法の場合の償却限度額の計算は、合併法人の受入価額（合併法人が事業の用に供するために支出した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）に償却率を乗じて計算します。

また、合併により受け入れた資産は、事業年度の途中で他から購入した資産ではありませんので、簡便償却の適用は受けられません。



KIMIYO.